



～弁護士の女房のつぶやき～



先日は二番目の子どもの成人式でした。この子は、高校を卒業した3月には成人式で着る振り袖を予約し、晴れ着を着ることをとても楽しみにしていたようでした。当日はめでたく快晴。娘は、早く起き（私に起こしてもらい）、私の車で着付けに行き、ばたばたと会場に行くと、そこには地域のボランティアの方が沢山おられ会場整理や受付などをされていて、娘に「皆さんにお礼を言いなさいね」と言って車から降ろしました。● 昼過ぎには娘から電話が入り、大型ショッピングセンター「Oオン」に女の子5人を乗せて行って欲しいので車を出して欲しいとのこと。聞けば、みんなでプリクラを撮りたいそうです。このノリは、中学生の時から変わらず、私は「まあ～中身はまだまだ子どもだね～」と、思いながら会場横の中学校に迎えに行きました。そこには色鮮やかな振り袖を着た女の子が5人。それは目を見張る華やかな光景でした。その5人を私の車に乗せて一路「Oオン」へ出発～。晴れ着の女の子を沢山乗せているとやはり目立つのか、途中の信号待ちでは、隣の車の方からの視線に気づきました。私が子ども達に「手を振って挨拶したら？」と言って、窓を開けると、「おめでとう。きれいね～」の声。子ども達は、「ありがとうございます～。うわ～。今日は楽しい～。みんなから祝ってもらえる～」との言葉。その顔は皆美しく、高揚していました。● 成人式を迎え大人の仲間入りをしたと言っても、我が家の娘は親のすねかじりの大学生。うちの娘はただ参加しただけですが、式は、地域の方や地元にいる同級生が実行委員となって開催してくれたそうです。また、今の成人式は同窓会的な要素を持っているようで、小中学校の時の先生まで来て下さったとか。ご多忙の中ありがたいことです。沢山の方に支えられて成人式が出来たこと、支えてもらって大きくなったことに感謝して欲しいなあと思います。娘は、成人式での帰省中、友人との約束で外出ばかりでゆっくり話す時間もなく、あれこれ娘のために動いた(振り回された)私はちょっと残念…。それにしても親が疲れた成人式でした～。子どもは、「我が家に帰って良し。行って良し」です(*^o^*)。

樫八重総合法律事務所（法律・税理） 通信No.19 平成31年冬号

880-0805 宮崎市橘通東 4-1-27 小村ビル 6階 Tel:0985-27-2558 Fax:0985-27-2669

E-Mail: kashiyaе-lawoffice@office.made.ne.jp 営業時間 9:00～18:00

Kashiyaе news

2019年
冬号



緋寒桜（ひかんざくら）

もう梅がさいていると思い花の傍の方に尋ねると、「緋寒桜ですよ。沖縄から来た人が植えました。」と優しく教えてくれました。ここのところ暖かいせいか、一月半ばなのにもう美しい花を咲かせていました。下向きに控えめに咲く緋寒桜の花言葉は「艶やかな美人」。中国や台湾が原産の、日本で一番初めに咲く「桜」です。



お役立ち情報室



■ 法務 「相続法」が改正されました ①

平成 30 年 7 月に「相続法」が 40 年ぶりに大きく改正されました。これは、高齢化社会に伴う配偶者権利の重視を中心に、変化した社会情勢の実態に対応する内容となるよう見直したものです。

「相続法」とは、民法の相続についての規定であり、誰が相続人になり、また何が遺産にあたり、被相続人の権利義務がどのように受け継がれるかなど基本的なことが書かれています。誰もがいつかは経験する「相続」について、改正されたポイントをご紹介します。

相続法改正（平成 30 年 7 月 13 日公布）の主な内容

- 1, 配偶者居住権が新設されました
- 2, 自筆証書遺言に添付する財産目録の作成がパソコンでできるようになりました（平成 31 年 1 月 13 日に施行されました）
- 3, 法務局で自筆証書による遺言書を保管してくれるようになります
- 4, 被相続人の介護や看病で貢献した親族は金銭要求ができるようになります

上記 1. 3. 4. の施行は、公布から 2 年以内の予定です。

1. 配偶者居住権

配偶者居住権は、配偶者が相続開始時に被相続人が所有する建物に住んでいた場合に、終身または一定のあいだ、その建物を無償で使用することが出来る権利です。これは、配偶者の権利への配慮を厚くしたもので、住宅への権利を「配偶者居住権」と「負担付き所有権」に分け、配偶者は居住権を取得すれば所有権を相続しなくても自宅に住み続けることが出来るようにしたものです。その場合住宅の売買や賃貸などはできませんが、その分住宅の評価額を低く抑えることが出来るので、その分だけ、配偶者は自宅に住み続けながら預貯金などの他の財産を多く相続で取得できるようになり、その後の生活の安定を図ることができます。

2. 自筆遺言証書に添付する財産目録の作成がパソコンで可能に

遺言は、人が自分の死後、その効力を発生させる目的であらかじめ書き残しておく意思表示です。遺言には、自筆証書遺言・公正証書遺言・秘密証書遺言があり、いずれも民法の定める一定の方式に沿って作成しなければ法律上では認められません。今までの自筆証書遺言は添付する財産目録を含め全文を自筆で作成しなければなりませんでした。今回の改正では、自筆遺言に添付する財産目録はパソコンでの作成が可能になったほか、通帳のコピー・登記事項証明書など自筆によらない書面の添付も可能になりました。ただし、目録などの全てのページに署名・押印をしなければなりません。

● 遺言書の種類

自筆証書遺言	遺言者が、自筆で全文、日付、氏名を書いた後、押印する。財産目録などには全てのページに署名・押印が必要
公正証書遺言	公正役場にて、証人や公証人の立会のもとで作成される遺言
秘密証書遺言	遺言者が署名、押印の上、封印した遺言書の存在のみを公証人が証明した遺言

● 改正後の自筆遺言書の作成

<p>遺言書</p> <p>別紙目録 1 及び 2 の不動産を長男宮崎太郎に、別紙目録 3 の預貯金を長女熊本花子に相続させる。</p> <p>平成 31 年 1 月 1 日</p> <p>住所 宮崎市〇〇町〇〇丁目〇〇番地</p> <p style="text-align: right;">宮崎 一郎 (印)</p>	+	<p>別紙目録</p> <p>1 土地</p> <p>所在 宮崎市〇〇</p> <p>地番 〇番</p> <p>地積 〇〇平方メートル</p> <p>2 建物</p> <p>所在 宮崎市〇〇</p> <p>家屋番号 〇〇</p> <p>種類 居宅</p> <p>構造 木造瓦葺</p> <p>床面積 〇〇</p> <p style="text-align: right;">宮崎 一郎 (印)</p>	<p>別紙目録</p> <p>3 預貯金</p> <p>〇〇銀行〇〇支店</p> <p>普通預金 口座番号〇〇</p> <p style="text-align: right;">宮崎 一郎 (印)</p>
---	---	---	--

参考：
政府広報オンライン
TKC事務所通信